

添付法令資料 3 :

電子製品セクターのインドネシア国家規格 (SNI) に対する  
適合性評価スキームに関する2024年11月14日付インドネシア共和国  
国家標準化庁規則No. 8 (目次)  
同月22日施行

第1章	総則 (第1条ないし第3条)
第2章	参照要件 (第4条)
第3章	行政手続 (第5条ないし第11条)
第4章	適合性評価活動の分類
第1節	通則 (第12条)
第2節	判定 (第13条ないし第15条)
第3節	審査 (第16条)
第4節	確定 (第17条ないし第19条)
第5章	適合性証明書 (第20条)
第6章	適合性評価機関による監督 (第21条及び第22条)
第7章	再認証 (第23条及び第24条)
第8章	特別評価 (第25条)
第9章	認証範囲の拡大及び縮小 (第26条ないし第28条)
第10章	適合性証明書の凍結及び取消し (第29条及び第30条)
第11章	苦情及び不服申立て (第31条)
第12章	公開情報 (第32条)
第13章	認証の移転 (第33条及び第34条)
第14章	SNI マークの使用 (第35条)
第15章	経過規定 (第36条)
第17章 (原文ママ)	終則 (第37条及び第38条)